

◎新潟県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小出奥只見線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 |
|--------------------------------------|------|------------------|-----------|
| 魚沼市湯之谷芋川字岩鼻18番から 同市湯之谷芋川字岩鼻37番2まで | 新 | (A) 1.6～20.0メートル | 286.0メートル |
| | | (B) 2.5～7.0メートル | 276.6メートル |
| | 旧 | 1.6～20.0メートル | 286.0メートル |

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。